

事 務 連 絡  
令和8年8月7日

都道府県・指定都市市民活動担当部長 殿

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付  
参事官（共助社会づくり推進担当）

特定非営利活動法人が公益信託の受託者等になった場合における  
定款変更等の手続について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。  
す。

本年4月から開始された新しい公益信託制度では、公益信託の担い手の範囲  
が拡大されたため、特定非営利活動法人も公益信託の受託者及び信託管理人に  
なることができるようになりました。

こうした点を踏まえ、特定非営利活動法人が公益信託の受託者等になった場  
合における定款変更等の手続について、別紙のとおりに整理いたしましたので、  
お含みおきいただきますようお願い申し上げます。

なお、新しい公益信託制度の運用に当たりましては、各行政庁公益信託担当課  
とも適切に連携いただきますよう併せてお願い申し上げます。

【本件連絡先】

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付  
参事官（共助社会づくり推進担当）付

担当者：宮島、渡辺、土屋

TEL：03-6257-1517（直通）

E-Mail：[npo.cv.m6a@cao.go.jp](mailto:npo.cv.m6a@cao.go.jp)

(問 1) 特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）が公益信託の受託者又は信託管理人になる場合、定款第 3 条（目的）及び第 5 条（事業）を変更する必要がありますか。

(答) 公益信託の受託者としての公益信託事務及び信託管理人としての監督業務について、定款第 3 条（目的）及び第 5 条（事業）で規定されている既存の目的・事業の枠内で読み込めない場合は、あらかじめ定款を変更していただく必要があります（既存の目的・事業の枠内で読み込める場合、定款の変更は不要です。）。

(問 2) NPO 法人が公益信託の受託者又は信託管理人になる場合、定款第 38 条（資産の構成）及び第 42 条（会計の区分）を変更する必要がありますか。

(答) NPO 法人が公益信託の受託者になる場合、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 34 条（分別管理義務）に鑑み、信託財産に属する財産と法人固有の財産を分別管理していただく必要があります。そのため、定款第 38 条（資産の構成）及び第 42 条（会計の区分）にも上記の趣旨を明記いただくことになります。

例えば、定款第 38 条（資産の構成）及び第 42 条（会計の区分）の変更案として下記のような記載が考えられます。

（資産の構成）

○第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

ただし、公益信託の信託財産は受託者の固有財産と分別管理する。

（1）～（6）略

（7）公益信託の信託財産

（会計の区分）

○第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

2 この法人における公益信託の信託財産は受託者の固有財産と分別管理する。

なお、NPO 法人が公益信託の信託管理人になる場合、当該法人は受託者の監督というサービスを提供して報酬を得ることとなるため、その報酬は信託管理人たる NPO 法人固有の資産として定款第 38 条（資産の構成）に定める（5）事業に伴う収益又は（6）その他の収益のいずれかに計上されることになります。したがって、NPO 法人が公益信託の信託管理人になることにより、定款第 38 条（資産の構成）及び第 42 条（会計の区分）を変更いただく必要はありません。

(問 3) NPO 法人が公益信託の受託者又は信託管理人になる場合、どのように事業報告書を記載すればよいですか。

(答) NPO 法人が公益信託の受託者又は信託管理人として行った事業については、特定非営利活動に係る事業（あるいはその他の事業）の一貫として、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「NPO 法」という。）に基づく事業報告書の記載対象になるものと考えられます。

例えば、事業報告書に公益信託を記載する場合は、信託法第 34 条（分別管理義務）に鑑み、事業名を別立てとした上で「公益信託による事業であること」を注記することが望ましいです。

(記載例)

事業名①－ 1 環境美化を目的として清掃を行う事業

事業名①－ 2 環境美化を目的として清掃を行う事業（公益信託）

また当該事業報告書は従前どおり、NPO 法第 28 条、第 29 条及び第 30 条に基づく備置き等・閲覧、所轄庁への提出及び所轄庁による公開の対象になります。

(問 4) NPO 法人が公益信託の受託者になる場合、どのように計算書類を記載すればよいですか。

(答) NPO 法人が公益信託の受託者になる場合、信託法第 34 条（分別管理義務）に鑑み、法人固有の計算書類及び信託財産に係る計算書類の 2 種類を作成（分別管理）していただくことになります。

信託財産に係る計算書類については、信託法、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号。以下「公益信託法」という。）等の規定にのっとり作成していただくことになる一方、法人固有の計算書類については、例えば公益信託により下記科目が法人固有の計算書類に記載されることになります。

○固有財産と信託財産との取引

○公益信託事務の処理のために固有財産が負担した費用

○固有財産が受け取る信託報酬

また、現行の NPO 法では、信託財産に係る計算書類について、備置き等・閲覧、公告、所轄庁への提出及び所轄庁による公開を規定していないものの、事業報告書と併せて当該計算書類を添付していただくことが適切と考えております。

(問5) 公益信託の受託者又は信託管理人である NPO 法人が認定審査を受ける際、総収入金額及び受入寄附金総額については、認定基準（第1号：PST 要件）の判定上、どのように考えればよいですか。

(答) 第1号基準について、受託者としての信託報酬又は信託管理人としての報酬があれば、PST 判定上の総収入金額に当該金額を算入していただくことになります。

寄附金については、当該寄附が NPO 法人固有の資産に対する寄附であれば PST 判定上の総収入金額及び受入寄附金総額に含めていただくことになります（従前どおりの運用となります。）。ただし、公益信託の信託財産に対する寄附である場合、信託法第34条（分別管理義務）に鑑みて、PST 判定上の総収入金額及び受入寄附金総額には含めることができませんので御留意願います。

(問6) 公益信託の受託者である NPO 法人が認定審査を受ける際、信託財産に係る計算書類については、認定基準（第3号ハ・ニ）の判定上、どのように考えればよいですか。

(答) 信託財産の経理については、公益信託法第3条で規定される行政庁によって、適切に定期提出書類の確認、点検調査等が行われているため、信託財産に係る計算書類は認定基準（第3号ハ・ニ）における確認対象とはせず、最低限「公益信託に基づく定期提出書類の提出や点検調査等を受けていること」を確認いただければ結構です。

(問7) 公益信託の受託者又は信託管理人である NPO 法人が認定審査を受ける際、総事業費及び特定非営利活動に係る事業費については、認定基準（第4号ハ・ニ）の判定上、どのように考えればよいですか。

(答) 「特定非営利活動に係る事業」として公益信託の受託者業務又は信託管理業務を行った場合、法人固有の計算書類に記載されるべき、公益信託事務の処理のために固有財産が負担した費用又は信託管理事務のために負担した費用があれば、総事業費及び特定非営利活動に係る事業費として当該金額を算入していただくことになります。

また「その他の事業」として公益信託の受託者業務又は信託管理業務を行った場合、法人固有の計算書類に記載されるべき、公益信託事務の処理のために固有財産が負担した費用又は信託管理事務のために負担した費用があれば、総事業費のみに当該金額を算入していただくことになります。

なお、認定基準（第4号ニ）における受入寄附金総額については、(問5)と同様の考え方とさせていただきます。

(問 8) 公益信託の受託者である NPO 法人が、営利を目的とした事業を行う者に対して、信託財産から寄附をした場合、特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号。以下「NPO 法施行規則」という。）第 23 条第 1 項第 4 号の規定により認定基準（第 4 号ロ）に不適合となりますか。

(答) 公益信託の受託者として、営利を目的とした事業を行う者に寄附を行った場合、NPO 法施行規則第 23 条第 1 項第 4 号の規定に抵触するものと考えられます。

(問 9) 公益信託の受託者又は信託管理人である NPO 法人が役員報酬規程等提出書類を作成する場合、公益信託についてどのように記載すればよいですか。

(答) 現行の NPO 法等には明確な規定がないものの、役員報酬規程等提出書類の作成に当たっては、公益信託に係る記載を行うことが適切と考えております。

例えば、役員報酬規程等提出書類における「1 資金に関する事項－（1）収益の源泉別の明細」にて受託者としての信託報酬又は信託管理人としての報酬の記載や、「1 資金に関する事項－（3）その他」にて「公益信託の名称及びその信託財産」を記載いただくことが適切と考えております。

(問 10) 公益信託の受託者である NPO 法人が公益信託に対する寄附金を受け入れて、それを支出した場合、「認定基準等チェック表」（第 4 表付表 2：役員等に対する資産の譲渡等の状況等－3 支出した寄附金）等についてどのように記載すればよいですか。

(答) 公益信託の受託者である NPO 法人が公益信託に対する寄附金を受け入れて、それを支出したのであれば、「認定基準等チェック表」（第 4 表付表 2：役員等に対する資産の譲渡等の状況等－3 支出した寄附金）及び役員報酬規程等提出書類における「5 支出した寄附金に関する事項」に、当該公益信託による支出先・支出金額等を別途記載いただくことが適切と考えております。

(問 11) 公益信託の受託者である NPO 法人が公益信託による助成事業を行った場合、所轄庁に助成金支給実績を報告する必要はありますか。

(答) 現行の NPO 法には明確な規定がないものの、公益信託の受託者である NPO 法人が公益信託による助成事業を行った場合、助成金支給実績提出書に、公益信託による助成実績を別途記載して、所轄庁にその旨実績報告いただくことが適切と考えております。